

訪問リハビリテーション事業及び
介護予防訪問リハビリテーション事業
運営規定

医療法人 高柳会

老人保健施設 ビハーラ寿苑

(事業の目的)

第 1 条 医療法人高柳会が開設する老人保健施設ビハーラ寿苑（以下「当施設」という。）が行う訪問リハビリテーション事業及び介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当施設の従業者が、要介護者に対し適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 当施設は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法及びその他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持・回復を図るものとする。

2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 当施設は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保健施設その他の医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 当施設は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供するに当たっては介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 老人保健施設 ビハーラ寿苑
- 二 所在地 前橋市江木町 1072 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 当施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（医師） 1 名（入所・短期入所療養介護・通所リハビリ 兼務）

管理者は、当施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 二 理学療法士または作業療法士または言語聴覚士 1 名以上

（入所・短期入所療養介護・通所リハビリ 兼務）

理学療法士または作業療法士または言語聴覚士は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、その心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行うものとする。

- 三 事務員、その他の従業者 1 名（入所・短期入所療養介護・通所リハビリ 兼務）

事務職員は必要な事務及び請求業務等を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 当施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月31日から1月3日を除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(サービス内容)

第 6 条 利用者に対する事業の内容は次のとおりとする。

- 一 訪問リハビリテーションサービス計画の作成
- 二 機能訓練
- 三 相談援助サービス

(利用料金及びその他の費用の額)

第 7 条 事業の提供の対価として当施設が受け取る費用の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、その費用が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。

事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係わる費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

3 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 前3項に定める費用の額は別紙に定める。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、前橋市、伊勢崎市の一部（波志江町、宮子町、下触町、赤堀今井町）とする。

(虐待の防止等)

第 9 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

四 上記、三項を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、指定訪問リハビリテーション等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(褥瘡対策等)

第 10 条 当施設は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、指針を定め、その発生を防止する体制を整備する。

(非常災害対策)

- 第 1 1 条 当施設は、非常時に関する具体的計画を立てるものとし、非常災害に備えるため、毎年 2 回の避難訓練等必要な訓練を行うものとする。
- 2 従業者は、常に災害防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
 - 3 管理者は、防火管理者を選任するものとし、防火管理者は、定期的に消防設備等を点検するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 1 2 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 1 3 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師等の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
 - 4 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の質の確保)

- 第 1 4 条 当施設はすべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他にこれに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

- 第 1 5 条 利用者の使用する施設、設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - 一 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 16 条 当施設は従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。また個人情報を保持する旨を従業者との雇用契約とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 当施設は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、医療法人高柳会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

訪問リハビリテーション 利用料金について(1回分)

施設利用料は負担割合証に定められた割合を乗じた金額が自己負担となります。
施設利用料は要介護度及び利用時間により料金が異なります。その他に雑費がかかります。
施設利用料+加算+雑費の合計をお支払い頂きます。

負担割合については負担割合証に記載された割合となります。

施設利用料

基本部分	保険点数
訪問リハビリ2（介護老人保健施設の場合） ※1単位20分で308単位。	308 単位

+ 加算

その他の加算 ※その他の加算について 参照

* 1日の利用料金の算出方法(自己負担分)

(基本単位数)+(加算単位数)=合計単位数

合計単位数×10.17円×介護保険自己負担割合=自己負担金額

※その他の加算について

項 目	保険点数/単位	内 容
リハビリテーション マネジメント加算イ	180単位/月	リハビリ会議を開催し関係者との情報共有をおこなうこと。また医師およびセラピストが計画について説明し利用者の同意を得ること。
リハビリテーション マネジメント加算ロ	213単位/月	リハビリテーションマネジメント加算(イ)の要件に加え、厚生労働省に情報を提出し、リハビリの有効な実施のために情報を活用していること
リハビリテーション 計画の説明	270単位/月	事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合
短期集中リハビリテーション 実施加算	200単位/回	病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日、要介護認定の効力が生じた日から起算して3カ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	240単位/日	リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれる認知症の診断を受けた利用者が退院(所)又は訪問利用開始日から3カ月以内の期間に集中的にリハビリテーションが実施された場合(週に2日を限度)
口腔連携強化加算	50単位/回	口腔の健康状態について状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価の情報提供をした場合。
移行支援加算	17単位/回	リハビリテーションを行った結果、利用者が通所介護事業所等への移行等を支援した場合(評価対象期間の末日が属する年度の次の年度内に限る)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかを算定する	6単位/回	(Ⅰ)訪問リハビリを直接利用者に提供するセラピストのうち勤続7年以上のセラピストがいる場合
	3単位/回	(Ⅱ)訪問リハビリを直接利用者に提供するセラピストのうち勤続3年以上のセラピストがいる場合

別紙2

介護予防訪問リハビリテーション 利用料金について(1回分)

施設利用料は負担割合証に定められた割合を乗じた金額が自己負担となります。
施設利用料は要介護度及び利用時間により料金が異なります。その他に雑費がかかります。
施設利用料+加算+雑費の合計をお支払い頂きます。

負担割合については負担割合証に記載された割合となります。

施設利用料

基本部分	保険点数
介護予防訪問リハビリテーション費	298 単位

+ 加算

その他の加算 ※その他の加算について 参照

利用開始月より12か月を超えた場合	要件を満たす場合	減算なし	利用開始より12か月を超えて利用し、減算を行わない基準 ・3ヶ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、関係者と情報共有し、会議の内容を記録するとともに、利用者の状態に応じリハビリ計画を見直していること。 利用者ごとのリハビリ計画の内容等の情報を厚生労働省に提出しリハビリの適切な実施のために情報を活用していること。
	算定要件を満たさない場合	30単位/回減算	

* 1日の利用料金の算出方法(自己負担分)

(基本単位数)+(加算単位数) = 合計単位数

合計単位数 × 10.17円 × 介護保険自己負担割合 = 自己負担金額

※その他の加算について

項 目	保険点数/単位	内 容
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/回	病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日、要介護認定の効力が生じた日から起算して3か月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合
口腔連携強化加算	50単位/回	口腔の健康状態について状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価の情報提供をした場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかを算定する	6単位/回	(Ⅰ)訪問リハビリを直接利用者に提供するセラピストのうち勤続7年以上のセラピストがいる場合
	3単位/回	(Ⅱ)訪問リハビリを直接利用者に提供するセラピストのうち勤続3年以上のセラピストがいる場合

セラピスト: 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士